

【オーストラリア】海洋取締権限法の制定

海外立法情報調査室 等 雄一郎

* 2013年3月27日、2013年海洋取締権限法が制定された。従来、海洋での連邦政府の法執行活動は35以上の連邦法に根拠を置いたため、非効率と困難を生じてきた。同法の制定により、海洋での連邦の法執行権限が単一の枠組に統合され、法執行活動の円滑化が期待される。

1 立法の背景

オーストラリア（以下「豪州」）には、日本の海上保安庁や米国の沿岸警備隊に類する海洋における法執行の専門機関がなかったが、2005年、関税国境保護局と国防軍とを海洋保安活動のために統一的に運用するための国境保護司令部（Border Protection Command: BPC）が設置された。

2007年総選挙の際、労働党は、法執行や沿岸監視等を専門とする「豪州沿岸警備隊」構想を提唱し、緑の党もこれを支持した。しかし、政権獲得後、労働党政権は、法執行の実施機関としてのBPCが全体としてはうまく機能してきたとの検証結果を踏まえ、BPCの沿岸警備隊への転換方針を断念し、2009年9月、海洋における法執行活動の法的枠組の合理化をめざすことを発表した。これは、漁船違法操業、税関、移民、検疫、密輸、環境保護等に関連する連邦政府の法執行権限が、その活動の実態において類似しているにもかかわらず、35を超える連邦法に根拠を置いて、個別の連邦機関単位で形成・運営されてきたことにより、組織上の非効率と活動上の困難を生じてきたためである（注1）。

2 2012年海洋取締権限法案とその審査

海洋における法執行の非効率と困難を解消するため、豪州政府は、2012年海洋取締権限法案（以下「2012年法案」）と関連法改正法案を2012年5月30日に連邦議会下院に上程した。2012年法案は、連邦の海洋での法執行体制を再編・統合して豪州海域における各法執行機関のための単一の枠組を定めるもので、新規権限を創設するものではないが、政府は関連法改正法案により、2012年法案の法執行権限規定と重複することになる1901年関税法等5つの既存の連邦法の関連規定を削除・整理することにした。

法案につき不当な人権侵害の有無等を審査する上院法案審査委員会は、2012年法案が海洋という特殊な環境を理由に取締権限行使に書面の許可を不要としている点に疑義を呈し、司法長官に許可手続等の再検討を要請、上院の全院委員会による審査を勧告した。最終的に、当該条文は修正せず、政府が法案説明資料に許可手続の詳細と訓練の重要性を強調する文言を加え（注2）、両法案は上院全院委員会の審査を経て、2013年3月27日に2013年海洋取締権限法とその他関連法改正法として制定された。

3 2013年海洋取締権限法の概要

2013年海洋取締権限法は、第1章「予備規定」、第2章「権限の行使」、第3章「海洋取締権限」、第4章「押収物の取扱」、第5章「被逮捕者の取扱」、第6章「罰則」、第7章「雑則」の7章構成、全122か条から成る。同法の概要を、第2章及び第3章を中心に、上院法律及び憲法問題委員会による同法案の審査報告(注3)を参考に紹介する。

同法の鍵となるのが「海洋取締官」で、国防軍将兵、税関職員、連邦警察官及び大臣によって任命されるその他の者から構成され(第104条)、海洋取締権限を行使することができる。「その他の者」には、現状と同様に、漁業取締官のような特定分野の連邦職員、州政府職員、民間請負業者も含まれると説明される。

第3章で定める海洋取締権限は、①船舶や航空機等への立入り、②事情聴取等の情報収集、③場所や人物の捜索、④物品の検査及び確保、⑤文書記録類の複写、⑥武器等の押収・留置、⑦船舶や航空機の抑留、⑧豪州法違反行為の停止の要求等に及んでおり、権限行使の要件や枠組の点で、1901年関税法、1958年移民法、1991年漁業管理法に基づいて従来から連邦政府が有してきた権限と同様である。

海洋取締官による海洋取締権限の無用又は過度の行使の防止を定めるのが第2章である。海洋取締権限は、各状況下の最前任海洋取締官の許可に基づいて行使することを原則とし(第16条)、特定の船舶等が豪州法に違反する合理的な疑いがある場合等を許可の条件とする(第17～22条)。ただし、海洋の特殊性を考慮して、前述のように書面で許可する必要はない(第25条)上に、通常は令状を要する捜索、逮捕等に関しても、令状なしに海洋取締権限の行使が可能とされる(第35条)。また、第2章では、地理的範囲も定め、他国の領域内と同様、豪州領域内又は公海上にある他国の船舶・航空機等に対しては、関係国による同意又は要請がある場合等の例外を除き、海洋取締官は海洋取締権限を行使できない(第40～49条)。

なお、総督令で別段の定めをしない限り、同法は制定の1年後に施行され(第2条)、政府はその間に海洋取締権限行使に関する手続の詳細化と訓練を行う予定である。

注(インターネット情報は2013年7月17日現在である。)

- (1) Cat Barker, "Maritime Powers Bill 2012," *Bills Digest* No.170 2011-12, 2012, pp.3-6.
<http://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/billsdgs/1738460/upload_binary/1738460.pdf;fileType=application%2Fpdf>; Nicola Roxon (Attorney-General), "Second reading speech: Maritime Powers Bill 2012," *House of Representatives Debates*, 30 May 2012, p.6224.
- (2) Senate Standing Committee for the Scrutiny of Bills, *Eighth Report of 2012*, 2012, pp316-319.
<http://www.aphref.aph.gov.au/senate/committee/scrutiny_bills/2012/d06.pdf>
- (3) Senate Legal and Constitutional Affairs Legislation Committee, *Report: Maritime Powers Bill 2012 [Provisions]; Maritime Powers (consequential Amendments) Bill 2012 [Provisions]*, 2012.
<http://www.aphref.aph.gov.au/senate/committee/legcon_ctte/completed_inquiries/2010-13/maritime_powers/report/report.pdf>